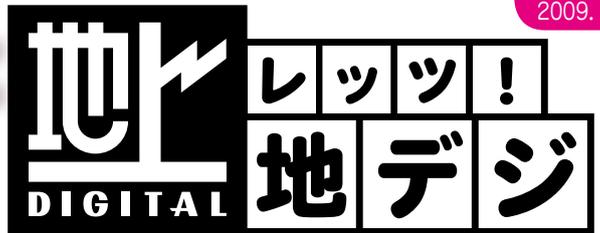


2011年7月24日までに アナログ放送終了!



2011年7月24日までに今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は終了し、地上デジタル放送（地デジ）に完全に切り替わります。それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビを見ることはできません。伊賀市でもアナログテレビ放送終了の期限前には工事の申し込みが重なり、たいへん混雑することが予想されています。そろそろ地デジ受信の準備を始めましょう。



どうしたら地デジが楽しめる?

地上デジタルテレビに 買い換える

- ハイビジョンの高画質や高音質が楽しめます
- クイズやアンケートなどの双方向サービスが可能になります
- いつでも最新のニュースや天気予報などがデータ放送で見られます
- 電子番組ガイド（EPG）で録画が簡単!

デジタルチューナーを 取り付ける

- 今使っているテレビがそのまま使えます
- データ放送や双方向サービス、電子番組ガイドも利用できます
- ※画質や音質は、ご使用のテレビによって変わります
- ※機能を制限した安価なチューナーもあります

ケーブルテレビに 契約している人は

- デジタルプランに変更することでテレビを買い替えなくても視聴できます
- ※詳しくは地域のケーブルテレビ事業者にお問い合わせください。

アンテナはどうするの?

- VHF アンテナで見ている→UHF アンテナを設置する必要があります
- UHF アンテナで見ている→受信方向が違う場合、受信調整をする必要があります

※地上デジタル放送は、アナログ放送とは違う周波数を使用します。テレビ配線設備（ブースター・分配器など）がデジタル放送に合わない場合、正常に受信できないことがあります。正常に受信できない場合は、ご近所の電気屋さんや、ケーブルテレビ事業者（ケーブルテレビで視聴している場合）にご相談ください。

【問い合わせ】

- ◆本庁広聴広報課 ☎22-9636
- ◆総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター ☎0570-07-0101（ナビダイヤル）
※IP電話をご利用の場合など、ナビダイヤルが繋がらない方 ☎03-4334-1111
- ◆伊賀上野ケーブルテレビ(株) ☎24-2560
- ◆(株)アドバンスコープ ☎64-7821

地デジ詐欺に 注意してください

地上デジタル放送への切り替えに便乗した、助成金や調整・工事などを口実にした詐欺が発生しています。

【事例1】

総務省やテレビ局の名前が書かれた手紙が届き、「地上デジタル放送切り替え補助金」が支給されるので、手数料の支払いを請求された。

【事例2】

「テレビ局員」「地上デジタルテレビ受信対策員」を名乗る者が自宅にやってきて、受信工事やテレビ調整の代金を請求された。

【対策】

地上デジタル放送対応で、総務省やテレビ局、その他関係機関がお金を請求することは一切ありません。このような請求を受けた時は、その場で判断せずに、すぐ警察署か本庁市民生活課、各支所住民課に相談してください。

【相談先】

- 伊賀警察署 ☎21・0110
- 本庁市民生活課 ☎22・9638
- 各支所住民課



2月3日から

自動交付機による証明書の 広域交付サービスを開始!

住民基本台帳カード（住基カード）を利用して、証明書の自動交付サービスを開始します。自動交付機は伊賀市役所と近鉄名張駅東口に1台ずつ設置します。伊賀市と名張市の両市民がどちらの自動交付機も利用でき、平日の時間外や休日でも証明書を取得できます。

■取得できる証明書 住民票の写し・印鑑登録証明書 ■手数料 1通300円（窓口交付の場合と同じ）

■稼働時間 伊賀市役所正面玄関：午前7時30分～午後8時 名張駅：午前7時～午後10時
（稼働停止日…12月31日～1月3日）

自動交付機を利用するには？

①住基カードをお持ちの方は

住基カードの多目的利用の申請をしてください。

※1月8日（木）から申請を受け付けます。

■受付窓口 本庁住民課（各支所住民課ではできません）

■受付時間 午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

■申請時に必要なもの

①住基カード、認印

②本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）
※顔写真なしの住基カードをお持ちの方は

※お持ちでない場合は、即日登録できません。

③印鑑登録証
※印鑑登録をされていない方で印鑑登録証明書の交付サービスを希望される方は登録印をお持ちください。

②住基カードをお持ちでない方は

住基カードの交付申請をしてください。

■申請対象者 伊賀市に住民票のある方

■受付窓口 本庁住民課および各支所住民課

■申請時に必要なもの ※手数料は平成23年3月31日まで無料

①認印

②本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）
※お持ちでない場合は、即日交付できません。

③顔写真付きのカードを申請される場合は、顔写真（縦45mm×横35mm、無帽、6カ月以内に撮影したもの）

【その他】 業務時間内は名張市役所市民部総合窓口センターでも住民票の写しと印鑑登録証明書を取得できます。

【問い合わせ】 本庁住民課 ☎22-9645

休日に自動交付機を利用される場合は、市営市庁舎駐車場のみ駐車料金が免除となります。

証明書の広域交付サービスには、「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」の2種類がありますが、希望により選ぶことができます。



1月1日から伊賀市ふるさと風景づくり条例を施行!

本市固有の自然・歴史・文化などを生かした個性豊かな伊賀らしい景観まちづくりを、市民・事業者・市の協働で進め、愛着と誇りの持てる「ふるさと伊賀」の実現に寄与することを目的に、「伊賀市ふるさと風景づくり条例」を施行しました。

この条例は、景観法に基づく条例で、法の枠組みを活用した、より強い指導力を発揮できる条例です。伊賀市の伝統と風格のある伊賀らしい景観形成の推進を図っていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆条例の施行に伴い、次の行為について市への届出が必要となります。

建築物	・高さが10m以上のもの ・地階を除く階数が3階以上で、かつ延床面積が500㎡以上のもの ・延床面積が1,000㎡以上のもの
工作物	高さが10m以上のもの（電気供給もしくは有線電気通信のための電線路または空中線の支持物は、高さ20m以上のもの）
開発行為（土地の開墾・土地の形質変更）	3,000㎡以上の行為
土石の採取、木竹の伐採、鉱物の採掘	3,000㎡以上の行為
法面・擁壁の設置	高さ5m以上かつ長さ10mを超える行為
土石、廃棄物、再生資源その他の堆積	3,000㎡以上または高さ5mを超える行為

※平成20年12月31日現在で、建築基準法に基づく建築確認申請の受付が終わっている物件、伊賀市開発指導要綱に基づく開発行為協議書の受付が終わっている行為、工事に着手されている物件については、届出を行う必要はありません。

【問い合わせ】 本庁都市計画課 ☎22-9826